

民事訴訟管理センターからの 架空請求ハガキは無視してください！

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が急増しています。

消費者に、過去に利用した事業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、不動産、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせようと、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

消費者から「民事訴訟管理センターに連絡をしたところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまった」との相談も寄せられています。

【相談事例1】

2日前、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給料等を差し押さえるというものだった。料金未納について全く心当たりがなかったので、ハガキに記載のあった取り下げの相談窓口で電話をした。

私が「総合消費料金は何か」と尋ねたが、窓口は「答えられない。弁護士に相談せよ」と言った。教えられた弁護士に連絡すると、プリペイドカードを30万円分用意せよと言われ、昨日、コンビニでプリペイドカードを30万円分購入し、券面の番号を教えた。後刻、弁護士から電話があり、「大変なことになっている。相手が裁判を取り下げないと言っている。未納料金は150万円だ。お金を準備してくれなければあなたの弁護はできない。いくら用意できるか、連絡せよ。裁判になれば、莫大なお金がかかる」と言った。再度、「総合消費料金とは何か」と尋ねたが、弁護士は「裁判を取り下げないと分からない」と言った。この話は本当なのか。どうすればよいか。

消費生活センターにご相談ください

不審な勧誘をされたり不本意な契約をしてしまったてお困りの人、身に覚えのない請求、商品購入や契約に関するトラブルなどでお困りの人は、消費生活相談員にぜひご相談ください。相談は無料です。

【本庄市消費生活センター】

日程 毎週月・水・木・金曜日（休日除く）

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 商工観光課内（市役所4階） ☎ 25 - 1 1 7 5

【相談事例2】

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押さえをすると記載があった。

裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をしたところ、「心配しなくていい。弁護士会に電話しなさい」と言われ、ある電話番号を教えられた。そこにかけると弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられた。

その会社に電話すると恐ろしく怖い口調で、コンビニでプリペイドカードを50万円分買い、電話するように指示された。10万円分は買ったが何かおかしいと思う。どうすればよいか。

（国民生活センターホームページ）

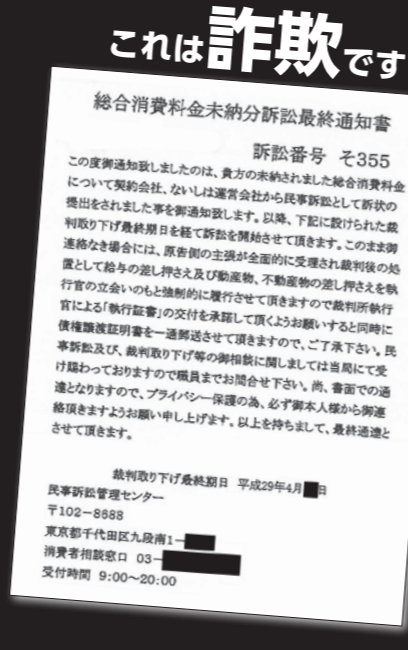
「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困ったりしたときは、すぐに本庄市消費生活センター（☎ 25 - 1 1 7 5）にご相談ください。

【上里町消費生活相談窓口】

日程 毎週火・金曜日（休日除く）

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 産業振興課内（上里町役場2階） ☎ 35 - 1 2 3 2



本庄市人事行政の運営等の状況を公表します

人事行政の運営における透明性を高めるため、平成29年度の市職員の採用・退職・給与などの状況について、次のとおり公表します。

※特に記述のないものは、平成29年4月1日現在の状況です。

★行政管理課 ☎ 25 - 1 1 6 0

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況（平成29年度）

	事務職	保健師	合計
採用者数	19(9)	1(1)	20(10)

(注) () 内は、女性の数で内書きとなっています。

(2) 再任用職員の状況

平成29年度の再任用職員は22名（うち女性5名）でした。

(3) 退職の状況（平成29年度）

	事務職	技術職	技能労務職	合計
定年退職	8(1)人	4(1)人	0人	12(2)人
勤奨退職	3(3)人	0人	0人	3(3)人
自己都合退職	1(0)人	1(0)人	0人	2(0)人
その他(死亡、免職等)	0人	0人	0人	0人
計	12(4)人	5(1)人	0人	17(5)人

(注) () 内は、女性の数で内書きとなっています。

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成28年	平成29年		
普通会計	一般行政	議 会	6人	6人	0
		総 務	136人	128人	-8
		税 務	51人	50人	-1
		民 生	100人	99人	-1
		衛 生	36人	35人	-1
		労 働	1人	1人	0
		農林水産	17人	17人	0
		商 工	5人	6人	1
		土 木	63人	70人	7
		計	415人	412人	-3
会計	公営企業等	教 育	54人	55人	1
		小 計	469人	467人	-2
		水 道	15人	15人	0
		下水道	15人	16人	1
		その他	34人	36人	2
		小 計	64人	67人	3
合 計		533人	534人	1	

(5) 級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・局長・支所長	11人	2.1%
7級	次長・参事	7人	1.3%
6級	課長・副参事	40人	7.6%
5級	課長補佐・主幹	88人	16.7%
4級	係長・主査	143人	27.1%
3級	主任・専門員	98人	18.6%
2級	主事・技師	115人	21.8%
1級	主事補・技師補	25人	4.8%

② 技能労務職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
3級	自動車運転手・技能員・用務員・調理員・	7人	100%
2級	員・用務員・調理員・	0人	—%
1級	専門員	0人	—%

(注) 1 職員数の合計は534人です。
2 本庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
78,550	28,080,199	2,118,807	3,906,207	13.9	13.1

(注) 1 人件費とは、常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、非常勤特別職の職員に対する報酬、社会保険料等をいいます。
2 普通会計とは、一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が、各自治体で異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
467	1,720,115	274,669	677,189	2,671,973	5,722

(注) 1 職員数は、平成29年4月1日現在で普通会計に属する一般職の人数です。
2 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5歳	314,640円	356,768円

(注) 一般行政職とは、国の指定統計調査である地方公務員給与実態調査等において職種を区分する際に用いられるもので、企業職、技能労務職、教育職等を除いた職員をいいます。

(4) 初任給の状況（平成29年度）

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	185,800円	165,700円	151,500円

(5) 期末手当・勤勉手当の状況（平成29年度）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.85月分	0.95月分	1.80月分

(6) 特別職等の報酬等の状況（平成29年度）

区分		報酬月額等
給料	市 長	890,000円
	副市長	756,000円
	教育長	697,000円
報酬	議 長	425,000円
	副議長	374,000円
	議 員	353,000円
期末手当	市長・副市長・教育長	4.35月分 (注) 2 減額あり
	議長・副議長・議員	4.35月分

(注) 1 給料について、下記のとおり減額措置を行いました。
市長は10%、副市長及び教育長は5%
2 期末手当について、下記のとおり減額措置を行いました。
市長は20%、副市長及び教育長は10%